

真心の園ショートステイ利用料金表(3割負担)

令和4年10月1日現在

A				B		処遇改善加算	
1日当たり	基本サービス費	看護体制加算 サービス体制加算 夜勤職員配置加算	利用日数	送迎 片道 552円		8.3% ※1	
要介護1	2,088	144	× 利用日数	+	送迎回数	+	+
要介護2	2,292	144					特定処遇改善加算
要介護3	2,514	144					2.7% ※2
要介護4	2,724	144					+
要介護5	2,928	144					介護職員等ベースアップ等支援加算
						1.6% ※3	

加算の内訳

- ・看護体制加算（Ⅰ及びⅡ） 12単位
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ 18単位
- ・夜勤職員配置加算（Ⅱ） 18単位

※1 介護職員処遇改善加算 所定単位数(A+B)に8.3%を乗じた単位

※2 特定処遇改善加算 所定単位数(A+B)に2.7%を乗じた単位

※3 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数(A+B)に1.6%を乗じた単位

1日当たり	食費	居住費	小計
第1階層	300	820	1,120
第2階層	600	820	1,420
第3階層	650	1,310	1,960
第4階層	1,445	2,006	3,451

令和3年8月～ 朝食 262円 昼食 607円 夕食576円

(第1階層) *市町村税非課税世帯であり、老齢福祉年金受給者・生活保護受給者

(第2階層) *市町村税非課税世帯であり、年金収入額と合計所得金額の合計が80万円未満の方

(第3階層) *市町村税非課税世帯であり、第2階層以外の方

(第4階層) 上記以外の方

※ただし、①住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者の場合 ②住民税非課税世帯でも、預貯金等が一定額(単身 1,000万円、夫婦2,000万円)を超える場合は、給付の対象とならない。

※上記階層は介護保険課へ申請することで認定されます。
認定を受けられた方は必ず利用時に提示をお願いします。

ご不明な点がございましたら、お電話下さい。(0942)82-2301